

私911月議会質問

の掲載記事

(2017年12月5日付)

←「毎日」

「朝日」

↓

電力の購入方法 1年ごと判断へ

岐阜市、随契指摘つけ

岐阜市が中部電力と結んだ契約を市監査委員が随契指摘だと指摘した問題で、市は4日、1年ごとに電力の購入方法を判断する方針を示した。市議会一般質問で田中成佳氏（無所属クラブ）の質問に後藤一郎行政部長が答えた。

来年度の契約への対応を問われた市側は「今後は監査結果を踏まえ、定期的、1年ごとに電力の購入方法

について判断していく」と答弁した。

市は今年1月、3年間の契約継続を条件に電気代を割り引く契約を中電と結んだ。この契約についての住民監査請求で、市側は電力契約は自動更新しており、この契約は料金プランの変更であり随契契約ではないと主張。監査結果は「更新される契約がいかなる方法で契約されるのか判断することが必要だ」と指摘していた。（山野拓郎）

中電と随意契約認める

岐阜市従来の主張撤回

岐阜市施設の電気料金を巡り、市が新電力各社との契約を検討せず中部電力と約50億円の随意契約をしたとして、損害賠償を求めらる住民監査請求が起された問題で、市は4日の市議会答弁で「中電側との契約は随意契

約には当たらず従来の契約の自動更新」との従来の主張を撤回し、随意契約であることを認めた。今後は1年ごとに契約を見直し、50万円を超えるものについては競争入札を検討する方針。

田中成佳市議（無所属）は「属クラブ」の質問に答えた。市は今年1月、市有149施設の電力供給を約51億円で2月から3年間受けるとの契約を中電側と結んだ。市内の男性は9月、50万円を超える契約は競争入札と定める地方自治

法違反の疑いがあり、高額契約により市民に損害を与えたとし、市と当時の行政部長に約1億2800万円の返還を求める住民監査請求を行った。市監査委員会は11月6日付の決定で損害賠償請求自体は退けたが、この契約について「随意契約と判断するのが妥当」と指摘。この日の答弁でも服部剛代表監査委員は「一般競

争入札または指名競争入札の方法で契約を締結していないことから、随意契約に基づくものとの判断が妥当だとした。ただ、地方自治法では競争入札を行うことが不利になる場合は随意契約を結ぶことができる」と定めている。

後藤一郎行政部長は答弁で「監査結果は真摯に受け止める」として随意契約と認め、今後の対応について「1年ごとに安心かつ経済的な電力の購入方法について判断していく」と述べた。田中市議は「監査請求で請求が棄却されたことは遺憾だが、随意契約とする画期的結果が出た。地震被害のあった熊本市でも新電力と契約しており、災害時のリスクについても適正な評価を求めると話した。」

【高橋龍介】